よくある質問（FAQ）

Q1　提出書類一覧表の番号10『完納証明書または納税証明書（市区町村税）』について。
完納証明書が発行される場合も、固定資産税や軽自動車税の証明書や誓約書が必要ですか。

A1　完納証明書が発行される場合は、完納証明書1枚のみ（※写し可）を提出してください。
納税証明書や課税がない旨の誓約書は不要です。

Q2　提出書類一覧表の番号2『物品・役務提供受注資格者登録申請書』について。
メールアドレス欄は必須ですか。また携帯電話のメールアドレスでも問題ないですか。

A2　メールアドレス欄は必須ではありません。メールアドレスを使用していない場合は空欄で提出してください。
携帯電話のメールアドレスでも問題ありません。※メールの受信設定をご確認ください。

Q3　受領確認用ハガキ（※希望者のみ）について。
代理人（行政書士）が申請をおこなう場合、ハガキの宛先を行政書士の住所・氏名にしても問題ないですか。

A3　問題ありません。

Q4　提出書類一覧表の番号1『送付書類チェックシート』について。
番号10の完納証明書または納税証明書（市区町村税）を、誓約書で提出する場合、チェックをしてよいですか。空欄にしておいたほうがよいですか。

A4　チェックをしてください。

Q5　提出書類一覧表の番号4『経営事項調査書（取引希望営業種目）』について。
希望する営業種目の用紙は、2枚目（役務）に該当がなくても2枚とも提出が必要ですか。

A5　必要です。希望の有無（記入の有無）にかかわらず、1枚目（物品）・2枚目（役務）を合わせて2枚とも提出してください。